

後期高齢者医療資格確認書の更新

※詳しくは、国民健康保険課（内線542）へ。

後期高齢者医療被保険者証の廃止に伴い、マイナ保険証をお持ちでない人やマイナ保険証に対応していない保険医療機関などで受診する人が円滑に窓口で受付できるよう、8月1日から使える「後期高齢者医療資格確認書」を全被保険者へ交付します。

マイナ保険証をお持ちでない人でも資格確認書を保険医療機関などで提示すると今まで通り受診できます。

「みどり色」の被保険者証および資格確認書は8月以降使用できなくなりますので、新しく「茶色」の資格確認書を7月中に郵送します。

■マイナ保険証とは？

健康保険証として利用登録済みのマイナンバーカードのことです。

※マイナ保険証について詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120・95・0178）へ。



8/1～
「茶色」

自己負担割合	区分	判定基準
3割	現役並み所得者	住民税課税所得が145万円以上の被保険者および世帯の被保険者
2割	一定以上所得がある人	①同一世帯に被保険者が1人…住民税課税所得28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上…住民税課税所得28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が320万円以上
1割	一般所得者／低所得者	2・3割負担に該当しない被保険者または世帯全員の住民税が非課税の被保険者

所得区分は群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ (<https://www.gunma-kouiki.jp/>) でご覧いただけます。



■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の廃止

今後は次の方法により、保険医療機関などの窓口における一部負担金の金額を自己負担限度額までに抑えることができます。（オンライン資格確認の仕組みにより限度区分が確認できる保険医療機関などの窓口で同意した場合、限度区分の併記のない資格確認書の提示でも限度区分が適用されます。なお、すでに各認定証や限度区分が併記された資格確認書の交付を受けている人には申請の有無に関わらず、限度区分を併記した資格確認書を交付します）

◎マイナ保険証をお持ちの人…保険医療機関などの受付時にマイナ保険証を提示する

◎マイナ保険証をお持ちでない人…限度区分が併記された資格確認書を保険医療機関などに提示する

■注意事項

- ・入院時の食事代は、保険医療機関などで限度区分の確認ができないと減額の対象になりません
- ・長期入院該当による食事代の減額を受けるためには申請が必要です

■資格確認書裏面の臓器提供意思表示欄について

臓器移植に関する法律により、国や地方公共団体では移植医療に関する啓発を行うこととされています。そのため群馬県後期高齢者医療広域連合においても、資格確認書の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けています。この意志表示欄に記入することで、臓器を提供するか、しないかの意思を表すことができます（臓器提供意思表示欄への記入は被保険者の任意です。必ず記入しなければならないものではありません）